

海上自衛隊厚木航空基地宿舎（仮称）整備事業  
実施方針

令和8年7月

防 衛 省

## 目 次

<b>第1章. 特定事業の選定に関する事項</b> .....	2
1 事業内容に関する事項 .....	2
2 特定事業の選定方法等に関する事項 .....	4
<b>第2章. 民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	6
1 民間事業者の選定に係る基本的な考え方 .....	6
2 落札者の決定の手順及びスケジュール .....	6
3 実施方針等に関する説明会及び現地見学会 .....	7
4 実施方針等に関する質問受付、回答公表 .....	7
5 実施方針等に関する意見及び提案の受付等 .....	8
6 入札の公告 .....	8
7 入札説明書に関する質問及び回答 .....	8
8 入札参加者が備えるべき要件等 .....	8
9 審査及び落札者の決定に関する事項 .....	15
10 契約に関する基本的な考え方 .....	16
11 入札提出書類の取扱い .....	16
<b>第3章. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項</b> .....	18
1 リスク分担の考え方 .....	18
2 選定事業者の責任の履行に関する事項 .....	18
3 事業の実施状況の確認 .....	18
<b>第4章. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	20
1 立地に関する事項 .....	20
2 土地に関する事項 .....	21
3 公務員宿舎の設置戸数等 .....	21
<b>第5章. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	23
1 紛争事由に係る基本的な考え方 .....	23
2 管轄裁判所の指定 .....	23
<b>第6章. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	23
1 本事業の継続に関する基本的な考え方 .....	23
2 本事業の継続が困難になった場合の措置 .....	23
3 金融機関等と防衛省との協議 .....	23
<b>第7章. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	23
1 法制上及び税制上の措置及び財政上並びに金融上の支援に関する事項 .....	23
2 その他の支援に関する事項 .....	23
<b>第8章. 特定事業の担当者に関する事項</b> .....	24
1 担当部署 .....	24

2 PFI 取得等要求機関の長 .....	24
3 契約担当官等 .....	24
4 供用事務担当官 .....	24
<b>第9章. その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>24</b>
1 情報公開、情報提供 .....	24
2 本事業において使用する言語及び単位 .....	24
3 入札に伴う費用負担 .....	24
4 問合せ先 .....	24
Summary .....	25

(別紙・資料一覧)

別紙様式第1 実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

別紙様式第2 実施方針等に関する質問書

別紙様式第3 実施方針等に関する意見書

資料1 事業計画地位置図

資料2 リスク分担表

防衛省は、海上自衛隊厚木航空基地宿舎（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な整備を行うため民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の決定に当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 7 年 6 月 4 日民間資金等活用事業推進会議決定）等に則り、必要となる事項を定めるものである。

## 第1章. 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

海上自衛隊厚木航空基地宿舎（仮称）（以下「公務員宿舎」という。）整備事業

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類等

##### ア 公共施設等の種類

公務員宿舎、これに附帯する工作物及びその他の施設（駐車場、駐輪場、ごみ置き場、集会所、グラウンド等）

##### イ 公共施設等の所在等

所在地（厚木航空基地宿舎）	神奈川県綾瀬市深谷上4丁目3
事業計画地面積（計画対象範囲）	約10,500㎡

詳細は「資料1 事業計画地位置図」を参照すること。

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

防衛大臣 小泉 進次郎

#### (4) 事業目的

本事業は、海上自衛隊厚木航空基地の部隊等に勤務している隊員及びその家族が生活する宿舎を新たに整備し、その維持管理を行うものであり、民間の資金及び経営能力並びに技術的能力を活用して、良質かつ低廉な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図ることを目的として行う。

#### (5) 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が公務員宿舎を設計及び建設した後、公共施設等の管理者等である防衛省に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式（BTO（Build, Transfer, Operate））により実施する。

本事業は、公務員宿舎の施設整備業務及び維持管理業務に係る対価として防衛省が選定事業者が費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から令和18年3月末までである。

#### (6) 特定事業の業務内容

主な業務は次のとおりであり、詳細は入札公告時の入札説明書及び要求水準書において示す。

##### ア 既存宿舎の解体業務

(7) 既存宿舎及び附帯する工作物の解体設計業務（必要となる事前調査業務を含む。）

(イ) 既存宿舎及び附帯する工作物の解体及び撤去処分業務

(ウ) その他既存宿舎の解体上必要な業務

## イ 設計及び建設業務

- (ア) 調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 近隣対応及び対策業務
- (カ) 電波障害（事前及び事後）調査及び対策業務
- (キ) 設計及び建設に伴う各種許認可申請等の業務
- (ク) その他設計及び建設上必要な関連業務
- (ケ) 長期修繕計画書の作成業務

## ウ 維持管理業務

- (ア) 建物保守管理業務（官公庁施設の建設等に関する法律に基づく点検業務（宿舎に付随する外構施設や工作物を含む。））
- (イ) 設備保守管理業務（昇降機、消防設備、機械換気設備、給排水設備、自家用電気工作物等の保守管理業務（清掃含む。））
- (ウ) 入退去処理業務（入居者に対する案内及び指導、鍵の保管及び貸与、入退去時の点検等）
- (エ) 居住者対応業務（窓口、苦情受付及び処理、自治的組織等の支援等）
- (オ) 修繕受付業務（修繕の受付、防衛省と居住者の負担区分の判定、関係者への連絡等）
- (カ) 集会所管理業務（使用申込の受付、備品等の管理等）
- (キ) 広報業務
- (ク) 緊急事態発生時の処理業務
- (ケ) 巡視及び不正使用の処理業務
- (コ) 防火管理者としての業務
- (サ) その他維持管理上必要な業務

## エ 附帯的事業に関する提案

選定事業者は、国有財産の有効活用の観点から、本事業の用途又は目的を妨げない限度において、本事業計画地における余剰地を活用し、本事業以外の事業（以下「附帯的事業」という。）を行うことができる。附帯的事業を実施する場合は、当該余剰地を防衛省が分筆し（登記に必要な測量、図面作成等は選定事業者の負担とする。）、処分を含めた利用方法を決定することとなる。

### (7) 防衛省の支払に関する事項

防衛省の選定事業者に対する支払は、選定事業者が実施する公務員宿舎の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価からなる。防衛省は、財政法（昭和22年法律第34号）第15条第1項に規定する国庫債務負担行為により、当該設計及び建設に係る対価について、供用開始から事

業期間中に、選定事業者に対し、PFI 法第 14 条第 1 項にいう公共施設等の管理者等である防衛省と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定める額を割賦により支払う。なお、毎年均等額を割賦により支払うことを予定しているが、状況により支払を前倒しする可能性がある。また、維持管理業務に係る対価について、防衛省は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める半期毎に実施する業務内容に応じた額を支払う。

#### (8) 事業の実施スケジュール（予定）

契約の締結時期	令和 9 年 3 月
施設整備期間 ※既存宿舎（3～5 号棟）の解体業務並びに、設計及び建設業務	令和 9 年 4 月～令和 12 年 3 月
引渡し（入居期間）	令和 12 年 4 月～6 月
維持管理期間	令和 12 年 4 月～令和 18 年 3 月
本事業の終了	令和 18 年 3 月

※ 附帯的事業を実施する場合、原則として維持管理業務の期間と同一の期間とするが、防衛省と協議の上、維持管理業務の開始に先立ち、附帯施設の運営等を開始することは可能とする。

#### (9) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI 法及び基本方針のほか、関連の各種法令、条例及び要項等によること。

#### (10) 実施方針等の変更

防衛省は、実施方針等公表後における民間事業者等からの意見及び提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、防衛省ホームページへの掲載、その他の方法により速やかに公表する。実施方針の内容の変更に伴い、本事業の事業スケジュールが変更になる場合には、変更後の事業スケジュールも示す。

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 特定事業の選定に当たっての考え方

防衛省は、PFI 法、基本方針及び VFM (Value For Money) に関するガイドライン（令和 5 年 6 月 2 日改正）などを踏まえ、防衛省自らが実施する場合と比較して、選定事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ア 公務員宿舎の設計、建設及び維持管理が、防衛省が自ら実施する場合と選定事業者が実施する場合で同一の業務水準にある場合において、防衛省の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 防衛省の財政負担が、防衛省が自ら実施する場合と選定事業者が実施する場合で同一の業務

水準にある場合において、公務員宿舍の設計、建設及び維持管理の水準の向上が期待できること。

防衛省の財政負担の見込み額を算定するに当たっては選定事業者における法人税及びその他収入について適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる防衛省の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとする。

また、各業務の水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合には客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

なお、選定事業者が附帯的事業を行うことにより、防衛省に貸付料等の追加の歳入が生じる可能性があるが、VFM評価において、この点は考慮しない。

## (2) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、防衛省ホームページにおいて公表する。なお、客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## 第2章. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計業務及び建設業務から維持管理業務の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価することが必要であることから、設計、建設及び維持管理業務の対価の額並びに設計、建設、維持管理能力及びその他の条件を考慮することとする。

落札者の決定に当たっては、入札参加者が備えるべき要件等（第2. 8. (1) から (4) までに示す要件をいう。以下同じ。）を備えていることを確認し、次いで入札価格の確認及び提案内容の基礎審査を行った後、提案内容の審査を行う。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

### 2 落札者の決定の手順及びスケジュール

スケジュール（予定）	内容
令和8年7月2日（木）	実施方針公表
令和8年7月9日（木）	実施方針説明会及び現地見学会参加申込書の締切
令和8年7月16日（木）	実施方針説明会及び現地見学会
令和8年7月24日（金）	実施方針に関する質問書及び意見書の締切
令和8年8月10日（月）	実施方針に関する質問書への回答の公表
令和8年8月19日（水）	特定事業の選定
令和8年8月26日（水）	入札公告
令和8年9月上旬	入札説明書等に関する第1回質問書の締切 （※参加表明書に関する事項）
令和8年9月下旬	入札説明書等に関する第1回質問書への回答公表 （※参加表明書に関する事項）
令和8年10月上旬	入札参加表明書等の提出期限
令和8年10月上旬	入札説明書等に関する第2回質問書の締切 （※参加表明書以外に関する事項）
令和8年10月下旬	入札参加資格等要件の審査結果の通知
令和8年10月下旬	入札説明書等に関する第2回質問書への回答公表 （※参加表明書以外に関する事項）
令和8年12月中旬	入札提出書類の提出期限、開札
令和9年2月上旬	落札者の決定及び公表
令和9年2月下旬	基本協定の締結
令和9年3月下旬	事業契約の締結

### 3 実施方針等に関する説明会及び現地見学会

以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催する。参加を希望される者は、防衛省ホームページ掲載の本事業に係る実施方針等を各自持参すること。なお、説明会当日は質問・意見等を受け付けない。また、説明会後に、希望者を対象に事業計画地の状況等を確認するための現地見学会を開催する。開催日時等については、以下に示す。

#### (1) 説明会及び現地見学会

開催日時：令和8年7月16日（木）

（予備日：令和8年7月17日（金））

開催場所：厚木航空基地宿舎又は厚木航空基地

日時や集合場所等は申込者に個別に連絡する。なお申込者が多数の場合等は、予備日での案内となることがある。

#### (2) 申込方法

別紙様式第1に記入の上、Microsoft Word形式で電子メールにより令和8年7月9日（木）12時までに南関東防衛局調達部調達計画課に提出すること。

南関東防衛局調達部調達計画課

電話番号：045-211-7116

電子メールアドレス：[tyotatusodan-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp](mailto:tyotatusodan-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp)

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

### 4 実施方針等に関する質問受付、回答公表

南関東防衛局調達部調達計画課において、実施方針等に関する民間事業者等からの質問を受け付ける。質問の申込方法、様式等については、以下に示す。

#### (1) 申込方法

別紙様式第2に記入の上、Microsoft Excel形式で電子メールにより令和8年7月24日（金）12時までに南関東防衛局調達部調達計画課宛てに提出すること。

南関東防衛局調達部調達計画課

電話番号：045-211-7116

電子メールアドレス：[tyotatusodan-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp](mailto:tyotatusodan-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp)

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、受付期限に未着の場合は質問又は意見がなかったものとみなす。

## (2) 回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年8月10日(月)(予定)に防衛省ホームページにおいて公表する。

## 5 実施方針等に関する意見及び提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、南関東防衛局調達部調達計画課において、実施方針等に関する意見や募集に当たっての具体的な提案を受け付ける。

申込方法、受付期間及び回答の公表は「4 実施方針等に関する質問受付、回答公表」に同じとする。

意見及び提案の様式等については、別紙様式第3を参照すること。なお、防衛省は、意見及び提案に対し、個別に回答は行わないが、防衛省が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

## 6 入札の公告

特定事業の選定を行った場合は、本事業を一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する。なお、本事業は、WTO 政府調達協定の対象であり、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)が適用される。

## 7 入札説明書に関する質問及び回答

入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。入札の実施に関する具体的事項、質問の提出、回答の公表方法については、入札説明書において示す。

## 8 入札参加者が備えるべき要件等

### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。

イ 入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。

ウ 落札者は、契約締結までに本事業を行うための特別目的会社として会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う者は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。

## (2) 入札参加者の複数提案の禁止

同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。

## (3) 入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ア 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。
- イ 選定事業者若しくはその親会社等の国籍が、防衛省との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に属さない者であること。
- ウ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- オ 防衛省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等防衛省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- カ 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から落札者決定の日の時点において、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止の処分を受けてないこと。
- キ 本事業に係る導入可能性調査及びアドバイザー業務を受注した「株式会社長大」並びに株式会社長大が本アドバイザー業務において提携関係にある「はぜのき法律事務所」又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（注）資本面において関連がある者とは、子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合又は親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合をいう。

人事面において関連がある者とは、一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年総務省令第 12

号) 第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。)、一方の会社等の役員が他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合又は一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合をいう。

(7) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の取締役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合(共同企業体を含む。)の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

ク 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。さらには、他の入札参加グループの構成員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

ケ 【第2章. 9.(1) 審査委員会】において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

コ PFI法第9条各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

サ 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。誓約書の詳細は入札公告時に示す。

#### (4) 入札参加者の資格等要件

入札参加者の構成員のうち、設計、建設工事、工事監理、維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ各業務に応じア、イ、ウ、エの要件を満たすこと。

なお、ア、イ、ウ及びエのうち、構成員が、要件を満たす限り、複数業務を担当することは可能

である。ただし、工事監理と建設工事を同一構成員が行うことはできない。

また、建設工事に当たる企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理を行うことはできない。

なお、各要件のうち配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。この場合、配置予定技術者に係る記載様式は、候補技術者ごとに作成するものとする。また、同一の技術者を重複して複数工事等の配置予定技術者とすることは差し支えないものとする。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うものとする。また、入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査期間を含む。）にあつては、直ちに電話でその旨の申し出を行うとともに、速やかにその旨の理由を記載した申出書（様式は自由とする。）を持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールで提出する。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効にする。落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、競争参加の受付から落札決定までの期間において、建設工事に係る配置予定監理技術者を配置することができなくなったものの、各要件を満たす候補者を追加することが可能な場合には、同等以上の資格を有する候補者を追加することを認める。候補者の追加を希望する場合は、必ず事前に南関東防衛局総務部契約課に電話にてその旨の申し出を行うとともに、速やかに担当者が指示する様式及び資料を電子メールにて提出すること。

落札後、配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

ア 設計に当たる企業（以下「設計企業」という。）は次の要件を満たすこと。

- (7) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあつては「A」の格付を受け、かつ「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する企業にあつては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」を担当する企業にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 単体又は複数のうち「建築」を担当する企業にあつては平成 28 年 4 月 1 日から入札公告日までに次の a 又は b のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

a 元請けとして完了又は引渡し完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す業務実績。

・業務実績：構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数3以上かつ延べ面積が1棟あたり6,000㎡以上の新設建物設計業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

b 防衛省発注の、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として完了又は引渡し完了したもののうち、次に示す業務実績。

・業務実績：構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数3以上かつ延べ面積が1棟あたり6,000㎡以上の新設建物設計業務。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

(イ) 外国資格を有する技術者（わが国又はWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は建設コンサルタント業務に従事できる資格（シビルコンサルティングマネージャー）相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣認定を含む。以下同じ。）を受けている必要がある。なお、入札参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書を提出することができるが、この場合、入札参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(オ) 設計に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者を配置することができること。

a 一級建築士の資格を有する者であること。

b 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。恒常的な雇用関係とは、3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 建設工事に当たる者（以下、「建設企業」という。）は次の要件を満たすこと。

(7) 防衛省競争参加資格のうち、「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知防衛省競争参加資格のうち、以下に示す各工事に係る経営事項評価数値を有し、南関東防衛局に競争参加を希望していること。

・「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）：1,200点以上

ただし、複数の企業が分担して業務を行う場合には、次の通りとする。

建設企業のうち代表者（以下、「建設代表企業」という。）は、「建築一式工事」に係る経営事項評価数値が1,200点以上であり、その他の建設企業は、「建築一式工事」に係る経営

事項評価数値が 830 点以上、「土木一式工事」に係る経営事項評価数値が 830 点以上、「電気工事」に係る経営事項評価数値が 870 点以上、「管工事」に係る経営事項評価数値が 870 点以上、又は「電気通信工事」に係る経営事項評価数値が 870 点以上のいずれかであり、南関東防衛局に競争参加を希望していること。

ただし、建設代表企業以外の建設企業のうち 1 者は、「建築一式工事」に係る経営事項評価数値が 990 点以上又は「土木一式工事」に係る経営事項評価数値が 990 点以上のいずれかであること。

- (イ) 各建設企業が担当する工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 5 年以上ある者であること。
- (ウ) 単体又は複数のうち、「建築一式工事」を担当する企業にあつては、平成 23 年 4 月 1 日から入札公告日までに次の a 又は b のうち、いずれかを施工した実績を有すること。
- a 元請けとして完成・引渡しが完了した工事であつて、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数 3 以上かつ延べ面積が 1 棟あたり 6,000 m<sup>2</sup>以上の新設建築工事。
- b 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の 5 職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事であつて、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数 3 以上かつ延べ面積が 1 棟あたり 6,000 m<sup>2</sup>以上の新設建築工事。
- (エ) 次の基準を全て満たす建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる企業であること。なお、本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
- a 平成 23 年 4 月 1 日から入札公告日までに、次の (a) 又は (b) のうち、いずれかを施工した経験を有すること。
- (a) 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の内装改修又は新設建築工事のいずれかの工事。（契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間（以下、「現場施工期間」という。）の 1/2 以上の期間の経験を有していること。）ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。
- (b) 防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の内装改修又は新設建築工事のいずれかの工事。（現場施工期間の 1/2 以上の期間の経験を有していること。）ただし、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。
- b 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、3 か月以上の雇用関係があることをいう。
- c 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- (a) 一級建築士の資格を有するもの。

(b) これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定したもの。

d 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 工事監理に当たる企業（以下「工事監理企業」）は次の要件を満たすこと。

(7) 防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあつては「A」の格付を受け、かつ「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する者にあつては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」を担当する者にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。

(イ) 単体又は複数のうち、「建築」を担当する企業にあつては平成 23 年 4 月 1 日から入札公告日までに次の a 又は b のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

a 元請けとして完了又は引渡し完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す業務実績。

・業務実績：構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数 3 以上かつ延べ面積が 1 棟あたり 6,000 m<sup>2</sup>以上の新設建物の工事監理業務。

ただし、業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

b 防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡し完了したもののうち、次に示す業務実績。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くものとする。

・業務実績：構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数 3 以上かつ延べ面積が 1 棟あたり 6,000 m<sup>2</sup>以上の新設建物の工事監理業務。

(ウ) 工事監理に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者を配置することができること。

a 一級建築士の資格を有する者であること。

b 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。恒常的な雇用関係とは、3 か月以上の雇用関係があることをいう。

c 大学卒業後 13 年以上、短大・高専卒業後 18 年以上、高校卒業後 23 年以上のいずれかの実務経験を有する者。

(エ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）は 1 社とし、次の要件を満たすこと。

(7) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「建

物管理等各種保守管理」において「A」又は「B」の格付を受け、競争参加地域を「関東・甲信越」としている企業であること。

(イ) 平成 28 年 4 月 1 日以降において、元請けとして完了又は引き渡し完了した業務のうち、住宅の維持管理業務実績を有する者であること。

#### (5) 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により入札参加の意思を表明した入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（構成員が指名停止等に該当する場合又は上記第 2 章 8（2）から（4）の要件を得ていない場合は除く。）は、防衛省と協議を行うこととする。協議の結果、防衛省が妥当と認めた場合には、代表企業以外の構成員を、入札参加資格の確認を受けた上で、入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

### 9 審査及び落札者の決定に関する事項

#### (1) 審査委員会

防衛省に有識者・防衛省職員で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容の審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

審査委員は入札説明書において示す。

#### (2) 審査及び落札者の決定

落札者の決定方法については、入札公告時に示す。

なお、審査の主な内容は以下のとおりとする。具体的な評価の基準については、入札公告時に公表する。

##### ア 入札参加資格等要件

防衛省は、民間事業者から提出された入札参加表明書等により入札参加資格等要件が満たされているか確認する。

入札参加資格等要件の確認を受けた者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。提案方法等の詳細については、入札説明書において示す。

##### イ 入札価格

防衛省は、民間事業者から提出された入札提出書類の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か確認を行う。

##### ウ 提案内容

予定価格の範囲内の入札価格を提案した者のみを対象に、提案内容が防衛省の要求する最低限の要件を全て満たしているかの基礎審査を行い、次いで事業計画・施設整備計画・維持管理計画・附随的業務に係る事項について定量的審査を行う。

### (3) 落札者の公表

落札者の決定を行った場合には、落札者名を防衛省ホームページにおいて公表する。

### (4) 落札者を決定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに防衛省ホームページにおいて公表する。

## 10 契約に関する基本的な考え方

### (1) 事業契約の概要

防衛省は選定事業者と事業契約を締結する。契約内容は、設計、建設、維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。

なお、事業契約書（案）については、入札公告時に公表する。

### (2) 特別目的会社の設立に伴う契約手続

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として会社法に定める株式会社を設立することとする。防衛省は、本事業を遂行する落札者と、設計、建設及び維持管理業務に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、次いで当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加グループのうち代表企業及び建設業務を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。特別目的会社へ出資する者とその出資比率は自由とするが、入札参加グループの構成員の議決権が全体の 50%を超えるものとする。

特別目的会社に出資を行った入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

なお、防衛省の事前の書面による承諾とは、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と締結する直接協定に基づき承諾する場合等をいう。

## 11 入札提出書類の取扱い

### (1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、原則として落札者の決定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札者に返却しない。ただし、開札をせずに本事業の実施が取りやめとなった場合は、この限りではない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護さ

れる第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

**(3) 入札提出書類の変更等の禁止**

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。

### 第3章. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

#### 1 リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、防衛省と選定事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及び「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（令和3年6月18日改正）などを踏まえ、防衛省と選定事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に関する意見・提案の結果を踏まえ、事業契約書等において示す。

#### 2 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、設計及び建設工事等の履行を確保するため、履行保証保険付保等による設計・建設工事期間中の履行保証を行うことを想定している。

#### 3 事業の実施状況の確認

##### (1) 目的

防衛省は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために確認を行う。

##### (2) 方法

具体的な方法については事業契約書において定める。また、モニタリングに係る費用は、原則として防衛省が負担するが、選定事業者自らモニタリングに係る費用や防衛省が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

##### (3) 実施時期及び概要

###### ア 基本設計及び実施設計時

防衛省は、選定事業者によって行われた設計が、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか否かについて確認を行う。

###### イ 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に防衛省から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、選定事業者は、防衛省が要請したときは、工事施工の事前説明、事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

#### ウ 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で防衛省の確認を受ける。その際、防衛省は、施設の状態が入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか否かについて確認を行う。確認の結果、公務員宿舎の設計又は工事の内容が事業契約書等に定めた条件に適合しない場合には、防衛省は修補又は改造を求めることができる。

#### エ 維持管理段階

防衛省は、維持管理段階において、定期又は随時に業務の実施状況を確認し、要求水準が達成されているかモニタリングを行う。

#### オ 財務の状況に関する報告

選定事業者は、毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、防衛省に報告しなければならない。

#### (4) 対価の減額等

維持管理業務に関するモニタリングの結果、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されていないことが判明した場合、防衛省は維持管理業務に係る対価の減額等を行う。具体的な減額等の方法については、事業契約書において定める。

## 第4章. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地に関する事項

#### (1) 基本的条件

基本的条件は以下のとおりである。既存宿舍3～5号棟を解体・撤去して新宿舍を整備する。なお、事業計画地面積には、約2,850㎡の空地を含む。詳細は「資料1 事業計画地位置図」を参照すること。

項目	内容
所在地	神奈川県綾瀬市深谷上4丁目3
事業計画地面積 (計画対象範囲)	約10,500㎡
整備施設	厚木航空基地宿舍
用途地域	市街化調整区域
地域地区	防火地域指定なし
日影規制	なし
容積率	100%
建蔽率	50%
接道	西側：綾瀬市道12-2号線 幅員：約10m
上水道	既設水道管より引込
下水道(汚水)	既設下水道(汚水管)に接続、雨水排水については敷地内で処理すること
ガス	LPガス(現状)※
その他	厚木航空基地周辺地域における航空法による制限 制限表面の種類：水平表面 制限エリア：厚木航空基地滑走路の標点(海拔62m)を中心に半径3,500mの円柱で囲まれる範囲 制限高(海拔高)：約107m

※現在はLPガスによる供給だが、本事業の実施に合わせて都市ガスへの切り替えを想定している。都市ガスの導入に当たっては、事業者は、所管するガス事業者および防衛省と協議調整を行い、関連法令等を遵守して適切に対応するものとする。

#### (2) 航空障害物制限区域による高さ規制

本事業計画地の上空は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第107条第2項の規定により準用する航空法(昭和27年法律第231号)第49条第1項の規定により、制限エリア・制限高さの範囲における建造物、工事用クレーンの設置等が制限される。事前に海上自衛隊 厚木航空基地隊と十分な協議を行うこと。

## 2 土地に関する事項

### (1) 特定事業に係る国有財産の無償貸与

防衛省は、PFI 法第 69 条第 1 項及び第 71 条 1 項の規定により、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者により事業計画地を無償で貸与する（詳細は入札公告時に公表する「国有財産無償貸付契約書（案）」を参照のこと。）。

### (2) 埋蔵文化財の調査について

本施設計画地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定する埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。

### (3) 地質地盤調査及び土質調査について

本事業計画地における地質地盤調査及び土質調査は、必要に応じて、選定事業者が実施すること。

### (4) 附帯的事業に係る土地の取扱い

附帯的事業を行うにあたり必要な土地の利用については、以下の条件を踏まえること。

#### ア 土地の利用条件

附帯的事業を本施設計画地の一部の使用許可により行う場合、防衛省は、選定事業者に対して、当該施設の使用面積に相当する土地面積について相応の使用料を徴収する。

#### イ 事業期間終了後の取扱い

附帯的事業で使用した土地は、事業期間終了時又は使用許可の終了後、防衛省が使用を許可した時点と同等の状態での原状復帰の上、返還するものとする。

## 3 公務員宿舎の設置戸数等

本施設の設置戸数等は以下のとおりである。

施設の配置、形状、高さ等については、周辺の街並みとの調和と良好な景観形成、周辺施設等への日影、電波障害及び風害等の悪影響を与えないよう十分配慮するとともに、入居者の居住環境にも配慮すること。

### (1) 住戸の要件

整備施設	規格	面積	戸数
厚木航空基地 宿舎	c 規格	55 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	4 戸
	b 規格	30 m <sup>2</sup> 以上 55 m <sup>2</sup> 未満	117 戸
合計			121 戸

### (2) その他施設の要件

附帯施設	内容	台数
基地宿舎	駐車場	121 台以上
	来訪者用駐車場	5 台以上
	駐輪場	121 台以上
	その他	ごみ置き場、集会所、グラウンド

(注)

- ・グラウンドは、「資料 1 事業計画地位置図」に示す敷地 A-2 に整備を予定している。
- ・住戸タイプは、国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 6 条第 2 項に規定される規格を指す。
- ・居室における冬至の日照時間は原則として 4 時間以上とする。

## 第5章. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 紛争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、防衛省と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

### 2 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6章. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 2 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

#### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

防衛省は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができる。その他詳細については、事業契約書で定める。

#### (2) 防衛省の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

防衛省又は選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができる。その他詳細については、事業契約書に定める。

#### (3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

防衛省と選定事業者は、事業契約書において具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

### 3 金融機関等と防衛省との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、防衛省は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

## 第7章. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置及び財政上並びに金融上の支援に関する事項

特になし。

### 2 その他の支援に関する事項

防衛省は、事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を行う。

## 第8章. 特定事業の担当者に関する事項

### 1 担当部署

南関東防衛局調達部調達計画課  
海上自衛隊厚木航空基地隊厚生隊  
海上自衛隊厚木航空基地隊管理隊

### 2 PFI 取得等要求機関の長

海上自衛隊第4航空群司令

### 3 契約担当官等

南関東防衛局長

### 4 供用事務担当官

海上自衛隊第4航空群司令

## 第9章. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 情報公開、情報提供

本事業に関する情報提供は、防衛省ホームページを通じて適宜行う。

### 2 本事業において使用する言語及び単位

本事業において使用する言語は、日本語とする。単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

### 3 入札に伴う費用負担

入札に要する費用は、落札者を決定しない場合を含め、全て入札参加者の負担とする。

### 4 問合せ先

南関東防衛局調達部調達計画課  
電話番号：045-211-7116

## Summary

- 1 Administrators of public facilities:  
Shinjiro Koizumi, Minister of Defense
  
- 2 Type of Public Facilities:  
Government employee housing and related structures and facilities
  
- 3 Subject matter of the contract  
Design, construction, and maintenance of the New Atsugi Air Base Housing Garrison using the PFI scheme (BTO method)
  
- 4 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:  
(Details to be announced.)
  
- 5 Contact point for the project:  
Procurement Planning Division, Procurement Department, South Kanto Defense Bureau  
Yokohama No.2 Joint Government Building  
5-57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama, Kanagawa Prefecture 231-0003, Japan  
TEL: 045-211-7116